

平成25年8月

懇談会趣旨書

速度違反取締りを始めとする道路交通法違反の取締りは交通事故抑止に資するものでなければならない。この点、交通事故抑止に効果のある取締りを行うためには、交通事故実態等を分析した上で、その分析結果に基づいた取締り計画等を策定・実施するとともに、その実施結果を検証し、その検証結果を次回計画に反映していくという、いわゆるPDSAサイクルを機能させることが重要である。しかしながら、取締り場所が固定化され、交通事故抑止に効果のある取締りになっていないのではないかと指摘もあるところである。

また、交通ルールに反する危険な運転を抑止し、悲惨な交通事故を未然に防止するという取締りの持つ意義や必要性を国民に理解していただくためには、取締りの在り方だけでなく国民への説明等についても議論することが重要である。

他方、よりきめの細かい交通事故分析とそれに即した交通事故抑止に資する効果的な取締りへの不断の見直しを進めるためには、その前提となる規制等について検討することも必要である。

本懇談会は、交通事故抑止に資する取締りの在り方やその必要性について国民に理解を求めるための方策について検討を行うとともに、平成21年に策定した新たな速度規制基準により見直しを行った速度規制の結果等を検証し、これを踏まえた効果的な速度規制手法についても検討を行うなど、交通事故抑止に資する交通管理手法について提言を行うことを目的として開催するものである。なお、本懇談会の事務局は、警察庁交通局に置くこととする。